

住み慣れた地域で、 自分らしく生活するために

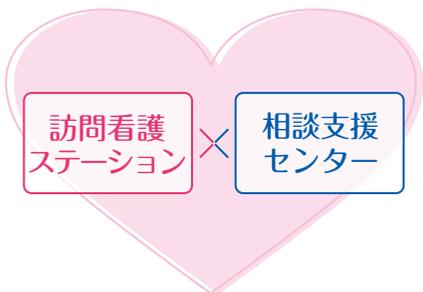


障がいの有無にかかわらず、すべての地域住民が、
お互いに尊重しあいながら、
その人らしく生活できる地域社会の実現に向けて、
医療と福祉を中心とした総合的支援を行ないます。
ご利用者おひとりおひとりの生活の場に伺い、
ニーズに合わせた支援をいたします。

障がいのある方の地域生活を 支える拠点となる 「サポートやはた」



障がいのある方や、そのご家族が地域で生活するにあたり、
「サポートやはた」が“支える力”となります。様々なご相談
への対応や、生活の場に向いてのご支援など、地域生活の
維持・向上のため親身でいねいなサービスを提供します。
「サポートやはた」は以下の2つの部門で構成されており、
それぞれの部門が互いに連携、地域の相談窓口となって医
療・福祉・生活の総合的な支援を行います。



医療機関や地域の障がい福祉サービス事業所、行政機関な
どとの協力・連携体制も整っており、個別のニーズを尊重し
ながら、ご利用者にとってより良い地域生活の実現をめざ
します。

ご相談の方はお気軽にお電話ください。



八幡厚生病院 地域生活支援室
〒807-0846 福岡県北九州市八幡西区里中3-12-12
TEL.093-691-3344(代表)

サポートやはた お問い合わせ先
〒807-0842 福岡県北九州市八幡西区永犬丸東町3丁目14番8
◎サポートやはた 訪問看護ステーション TEL:093-691-3538
◎サポートやはた 相談支援センター TEL:093-611-5900

サポートやはた 検索



SUPPORT

サポートやはた



 翠会ヘルスケアグループ
医療法人社団 翠会 八幡厚生病院

YAHATA

八幡厚生病院



地域生活支援室

主治医



連携

連携

サポートやはた



訪問看護ステーション

TEL:093-691-3538

相談支援センター

TEL:093-611-5900

病院に通院中の方や退院されたばかりの方が地域で安心して治療を継続しながら「自分らしい生活」が送れるよう、看護師や作業療法士が自宅へ伺い、日常生活の支援を行っています。八幡厚生病院との連携が図れているので、様々なニーズに対して早急に対応することもできます。また、サポートやはた内の相談支援センターとの連携により、その方に合った福祉サービスの提供も行っております。

障がいをお持ちの方の生活上の目標や課題に関して相談支援専門員が相談をお受けし、その方にあったサービス(通所・就労系、訪問・居宅サービスその他)の利用計画を作成します。病院や訪問看護、行政、障がい福祉サービス提供事業所等と連携し、ご本人が本来持っている力を十分に発揮できるよう、継続的に支援を展開します。

対象者

- 精神疾患を有し、精神科病院、クリニックに通院中の方
- ※自立支援医療制度による公費負担手続きが必要になります。

訪問日・訪問時間

- 利用日/日・祝日を除く月曜～土曜
- ※お盆休み:8/13～8/15 正月休み:12/30～1/3
- 利用時間:午前8時30分～午後5時00分まで
- ※訪問時間、頻度についてはご希望を考慮し決定します。

ご利用の流れ

相談

「訪問看護を利用したい」「どこに相談すれば良いかわからない」まずは、かかりつけ医師にお問い合わせください。その後、訪問看護ステーションへの依頼をします。

導入面接および契約

ご利用者様と訪問看護スタッフが顔合わせを行い、訪問看護の説明、利用目的や内容などについてお話しした上で、契約を交わします。

利用開始

医師の指示を確認後、日程を調整し、訪問看護が開始されます。

連携



ご利用の流れ

対象者

- 精神・知的の障がいをお持ちの成人の方(18才～64才)
- ※精神保健福祉手帳の有無は問いません。

利用日・利用時間

- 利用日/土・日・祝日を除く月曜～金曜
- ※お盆休み:8/13～8/15 正月休み:12/30～1/3
- 利用時間:午前9時00分～午後5時15分まで

申請

お住いの区役所保健福祉相談窓口で、障がい福祉サービス受給者証の申請を行います。

面接および契約

計画作成のために、相談支援センターと面接を行い、契約を交わします。

計画作成

相談支援専門員が、関係者と話し合いを持ち、「サービス等利用計画案」を作成し、区役所に提出します。

支給決定

区役所から「受給者証」が発行されたら、サービス利用が始まります。その後、よりよいサービスが提供されるようご本人と関係者による話し合いが行われます。

